

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。） 63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、「支給済み保護費の返還決定について」と題する通知書（令和5年3月8日付第〇〇号。以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は、違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

処分に対する法80条（返還の免除）の適法の要求。

返還決定理由が未申告とあるが調査が遅れただけで事実と異なる。自分の所持金ではなく学生時代に親が一時的に家賃として振り込んでいた履歴がはっきりとしており、目的が確立されている親の所持金であるため、口座を移動することにより解決する、というこちらの相談や主張に対する正当な審査の内容が全く記されておらず触れられていない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 7 年 8 月 7 日	諮問
令和 7 年 1 0 月 8 日	審議（第 1 0 5 回第 4 部会）
令和 7 年 1 1 月 5 日	審議（第 1 0 6 回第 4 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 1 0 が、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第 8 によって認定した収入との対比によって決定していることからすると、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

#### (2) 費用返還義務

法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないとしている。

「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省

社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-5・答・(1)は、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしていると解されている(東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。)

(3) 保護開始時の手持金の取扱い

ア 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の10-2は、保護開始時に保有する手持金の収入認定について、保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費の5割を超える額とするとしている。

また、「生活保護運用事例集2017」(平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成、令和3年12月改訂。以下「運用事例集」という。)問8-5は、これに関連して、申請時所持金がある場合の要否判定及び程度の決定の具体例及びその計算過程を示している。

イ 問答集問10-6-2及び同答は、課長通知第10の10-2により、保護開始時の程度の決定に当たって、最低生活費の5割以内の額の手持金は保有を認めてよいこととなっているが、保護の開始決定後に、本人が把握していなかった預金が判明した場合も同様の取扱いでよいかとの問いに対して、保護の開始決定後に判明した預金が、意図的に隠ぺいしようとしたものでないと認められる場合であって、保護開始時の手持金と開始決定後に判明した預金を合算しても、保護を要する場合については、同様に取り扱って差し支えないとしている。なお、このとき保有を認めることができるのは、す

で保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の5割の額の差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法63条により処理することとしている。

また、運用事例集問11-15は、これに関連して、資産申告書及び預金通帳の検討等によって資産・収入状況に不明な点があったため行った金融機関調査の結果、判明した預金について、上記問答集の内容と同様の対応をする旨が示されている。

(4) 法80条の規定に基づく返還の免除

法80条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができるとしている。

問答集問13-17・(答)は、法80条は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を財務処理上「戻入」すべき返還額の免除に係る規定であって、当該返還義務は、民法703条(不当利得の返還義務)により生じるものであるとし、一方、法63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者がいるときに、もとの処分は有効なものとした上で、特別に費用返還義務を定めたものであり、両者の返還義務は異質なものであるとしている。

(5) 次官通知、課長通知、問答集及び運用事例集の位置付け

次官通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、保護開始時に、請求人名義の銀行口座に本件預金を保有していたにもかかわらず、これを申告せずに保護を受けたものと認められる。この点について、請求人によれば、本件預金は自分の所持金ではなく、学生時代に親が一時的に家賃として振り込んでいた履歴がはっきりとしており、目的が確立されている親の所持金であったとのことであるが、たとえそのような事情があったとして

も、請求人名義の銀行口座の預金については、法4条1項の趣旨に沿って、これを最低限度の生活を賄うために活用することを要し、保護は、当該資産の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものであるから、当該事情をもって、本件預金を請求人の資力から除外することができないことは明らかである。

このことから、処分庁は、本件預金を保護開始時の請求人の資力であると認定した上で、本件返還対象期間において請求人世帯に対して実施した保護については、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、本件預金を保護申請時の所持金に含めて算定した額に相当する本件返還対象期間に請求人世帯に支給した保護費について、請求人に対し、返還を求めることを決定した（本件処分）ものと認められる。

また、保護開始時の手持金は、最低生活費の5割の範囲内で保有が認められ（1・(3)・ア）、これを超える額については、法63条により処理することとされている（同・イ）。

そうすると、法63条の規定に基づき別紙「返還金額算定根拠」のとおり計算を行い、保護費35,202円の返還を求めるとした本件処分は、上記1の法令等の定めにより行われたものであり、また、その算定に違算はないから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3のとおり、法80条の適用を主張しているものと解される。

しかし、そもそも法80条は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合の返還の免除に係る規定であって、当該返還義務は、民法703条（不当利得の返還義務）により生じるものである。一方で、法63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときに、もとの処分自体は有効とした上で、特別に費用返還義務を定めたものであるから（1・(4)）、法63条の規定に基づく本件処分について、法80条の規定が適用される余地はない。

(2) また、請求人は、処分庁の示す返還決定理由が未申告とあるが調査が遅れただけで事実と異なること、自分の所持金ではなく学生時代に親が一時的に家賃として振り込んでいた履歴がはっきりとしており、目的が確立されている親の所持金であるため、口座を移動することに

より解決する、という請求人の相談や主張に対する正当な審査の内容が全く記されておらず触れられていないと主張する。

しかし、本件預金が令和4年4月の保護申請時において請求人名義のものであったことは、事務所の担当者による金融機関調査や本件預金の通帳の写し等からも明らかであり、本件預金を請求人の所持金であることを前提とした本件処分について、法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

#### 4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙 (略)